

医療機関等の受診はマイナ保険証で！

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録することで、健康保険証（マイナ保険証）として利用できます。登録は、市役所2階保険年金課やマイナポータル等から行えます。まだ登録がお済みでない方は、便利なマイナ保険証への登録をご検討ください。

◆登録のメリット

○データに基づく適切な診断や薬の処方が可能！

- ・過去の健康診断の結果やお薬の情報をもとに、より良い医療が受けられます。
- ・救急搬送時や災害時などの緊急事態でも、服薬履歴などを参照でき、迅速な対応につながります。

○各種手続きも簡単・便利に！

- ・就職や転職、引っ越しをしても、切替え手続きをすれば、マイナンバーカードを保険証としてそのまま使えます。
- ・限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度の限度額を超える支払いが免除されます。

◆問い合わせ

※マイナンバーカード取得について

市民環境課 ☎ 0738-23-5500

FAX 0738-24-3255

※マイナンバーカード健康保険証利用登録について

保険年金課 ☎ 0738-23-5530

FAX 0738-24-2890

国民年金保険料の免除・納付猶予制度について

収入の減少や失業等により、保険料を納めることができなくなることもあります。保険料を未納のままにしておくと、将来の年金（老齢年金）や、障害や死亡といった不測の事態が生じたときに「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。

そのような状況を防ぐため、本人からの申請により、保険料が「免除」または「納付猶予」される制度があります。

制度の種類

①免除(全額免除・一部免除)制度

本人、配偶者、世帯主それぞれの申請年度の前年所得が一定額以下の場合や、失業等の事由がある場合に、保険料の全額または一部が免除となります。なお、一部免除は、減額された保険料を納めないと未納期間となりますので、必ず納めてください。

※一部免除には、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があります。

②納付猶予制度

50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの申請年度の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例制度

学生の方で、本人の申請年度の前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

※①～③の制度は、過去2年1か月前までさかのぼって申請ができます。

年金相談会のお知らせ

◆日 時 10月16日(木) 10:00～11:30、13:00～15:00

※次回以降の日程については、右の二次元コードから市ホームページをご確認ください。

◆場 所 市役所1階会議室101・102

◆申し込み 田辺年金事務所 お客様相談室 ☎0739-24-0432

※電話予約が必要です。(相談日の1か月前から予約を受け付けています)

